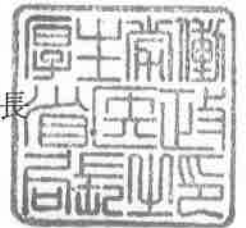




医政発0630第14号
平成28年6月30日

公益社団法人 日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
の一部改正について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、会員等各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

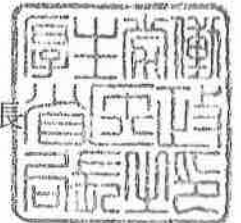


医政発 0630 第 11 号

平成 28 年 6 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
の一部改正について

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日医政発第 0612004 号）について、今般、別添のとおりその一部を改正し、平成 28 年 7 月 1 日より施行することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表

改正	現行
各都道府県知事 殿 医政発第0612004号 平成15年6月12日 (一部改正 平成28年 7月 1日) 厚生労働省医政局長 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 本文 (略) 記 第1 (略) 第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～3 (略) 4 臨床研修病院の指定の申請 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請 ア 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の<u>前々年度の10月31日</u>までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ・ウ (略) (2) 協力型臨床研修病院の指定の申請 ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の<u>前々年度の10月31日</u>までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ (略) 5～26 (略) 第3 当面の取扱い	各都道府県知事 殿 医政発第0612004号 平成15年6月12日 (一部改正 平成27年 3月31日) 厚生労働省医政局長 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 本文 (略) 記 第1 (略) 第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～3 (略) 4 臨床研修病院の指定の申請 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請 ア 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の<u>前年度の6月30日</u>までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ・ウ (略) (2) 協力型臨床研修病院の指定の申請 ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の<u>前年度の6月30日</u>までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ (略) 5～26 (略) 第3 当面の取扱い

1 (略) 2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について (1)～(2) (略) (3) 基幹型臨床研修病院のうち、災害等やむを得ない理由により前述第2の5(1)オの指定基準を2年以上にわたり満たさない場合であっても、研修医が在籍しており、入院患者の数が年間2,700人以上である場合には、個別の訪問調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができると認められる場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。 (4) 前述第2の5(1)チにおける「2年間臨床研修を行ったことに相当する実績」について、平成30年度に開始しようとする臨床研修においては、申請までの準備期間がこれまでよりも8ヶ月短くなることから、当該実績が2年間臨床研修を行ったことに相当するものでない場合であっても申請できるものとする。この場合、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることなど、良質な研修についての評価を含め、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会にて指定の可否を判断するものであること。	1 (略) 2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について (1)～(2) (略) (新設) (新設)
3 (略) 第4～第5 (略) 第6 改正履歴 1. (略) 2. 改正 平成17年 2月 8日 平成17年10月21日 平成18年 3月22日 平成19年 3月30日 平成20年 3月26日 平成21年 5月11日 平成22年 4月14日 平成23年 3月24日 平成24年 3月29日 平成26年 3月31日 平成27年 3月31日 平成28年 7月 1日	3 (略) 第4～第5 (略) 第6 改正履歴 1. (略) 2. 改正 平成17年 2月 8日 平成17年10月21日 平成18年 3月22日 平成19年 3月30日 平成20年 3月26日 平成21年 5月11日 平成22年 4月14日 平成23年 3月24日 平成24年 3月29日 平成26年 3月31日 平成27年 3月31日

「医師法施行規則第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令」の一部改正に伴う臨床研修に係る施行通知等の改正について

1. 制度の概要

医師の臨床研修については、医師法第 16 条の 2 の規定に基づき診療に従事しようとする医師は 2 年以上、医学を履修する課程を置く大学病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならないこととされている。

厚生労働大臣から臨床研修病院の指定を受けようとする場合等、医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年 12 月 11 日厚生労働省令第 158 号。以下「臨床研修省令」という。）第 4 条第 1 項及び同条の規定を準用する第 5 条の規定に基づき、研修を開始しようとする年度の前年度 6 月 30 日までに新規指定に係る申請書を厚生労働大臣に対し提出しなければならないこととされている。

2. 改正の概要

（1）臨床研修病院の指定の申請手続に係る申請書提出期限の変更

臨床研修病院による研修医の採用活動は、一般的に研修開始年度の前年度初めから行われる。一方、臨床研修病院の指定にあたっては、厚生労働大臣が意見を聞くこととされている臨床研修部会は、提出される申請書の内容について審査を行うことから、研修開始年度の前年度の 8 月下旬に開催されている。

このため、臨床研修病院は実際に指定を受けることができるかどうか不明な状況で採用活動が行う期間が生じている。

この度、申請書の提出期限を研修開始年度の前々年度の 10 月 31 日とすることで、臨床研修部会を当該年度内に開催することを可能にし、すでに研修開始年度の臨床研修病院が決定している状況でより安定した採用活動が行えるように臨床研修省令の改正が行われることから、関係通知について所要の改正を行うものである。

（2）臨床研修省令の改正内容（第 4 条改正）

（現行）臨床研修を開始しようとする年度の前年度の六月三十日まで

（改正案）臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の十月三十一日まで

3. 省令改正スケジュール

改正省令施行時期 平成 28 年 7 月 1 日

4. 改正対象通知

○「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 15 日付け医政局長通知）

○「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」（平成 15 年 7 月 28 日医政局長通知）

○「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」（平成 15 年 7 月 28 日医政局長通知）